

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年2月8日
【事業年度】	第37期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	アイサンテクノロジー株式会社
【英訳名】	AISAN TECHNOLOGY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 哲二
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号ATビル
【電話番号】	052（950）7500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 加藤 淳
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区錦三丁目7番14号ATビル
【電話番号】	052（950）7500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 加藤 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第37期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(6) 取締役の定数

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

(1) ～ (5) <省略>

(6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(訂正後)

(1) ～ (5) <省略>

(6) 取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(7) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条の第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。また、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする旨定款に定めております。

(8) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条の第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。また、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする旨定款に定めております。

(9) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(10) 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。